

田原市介護人材確保就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び定着に向けた取組を推進するため、田原市内の介護福祉士養成施設を卒業後に田原市内の事業所に就労して介護等の業務に従事した者に対し、田原市介護人材確保就職奨励金（以下「就職奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定による指定を受けた学校又は養成施設をいう。
- (2) 介護等の業務 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知）別添2に規定する介護等の業務をいう。

(就職奨励金対象者)

第3条 就職奨励金の交付の対象となる者（以下「就職奨励金対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年3月31日以降に田原市内の介護福祉士養成施設を卒業した者
- (2) 介護福祉士養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度の4月から田原市内に所在する事業所に就労し、引き続き6月以上当該事業所で介護等の業務に従事した者

(就職奨励金の額)

第4条 就職奨励金の額は、5万円とする。

(交付申請)

第5条 就職奨励金対象者は、就職奨励金の交付を申請しようとするときは、就職奨励金対象者となった日から2月以内に田原市介護人材確保就職奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書（様式第2号）
- (2) 介護福祉士養成施設の卒業証明書又は卒業証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、就職奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは、前条の規定による交付の申請をした者に田原市介

護人材確保就職奨励金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 就職奨励金の額は、前項に規定する通知書の通知により確定したものとみなす。

（就職奨励金の請求）

第7条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、田原市介護人材確保就職奨励金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、就職奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した就職奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他市長が取消し又は返還が妥当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田原市介護人材確保就職奨励金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
連絡先（ ） ー

年度田原市介護人材確保就職奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

就 労 し た 事 業 所 名	
就 労 し た 事 業 所 の 所 在 地	
就 職 年 月 日	年 月 日
就 職 奨 励 金 交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	1 就労証明書（様式第2号） 2 介護福祉士養成施設の卒業証明書又は卒業証書の写し 3 その他市長が必要と認める書類

就労証明書

年 月 日

田原市長 殿

法人等所在地：

法人等名：

代表者職・氏名：

電話番号：

下記の内容について、事実と相違ないことを証明します。

就 労 者	氏 名	
	住 所	
就 労 者 の 勤 務 先	勤務先名称：	
	勤務先所在地：	
雇 用 形 態	常勤 ・ パート ・ アルバイト ・ その他（ ）	
雇 用 開 始 日	年 月 日	
仕 事 の 内 容		

[注意事項]

この証明書は、田原市介護人材確保就職奨励金の交付申請に必要な書類です。事実と相違した場合には、申請者に対して交付決定を取り消すと同時に、就職奨励金の返還を求めることがあります。また、証明書を発行した事業所に対して田原市から実地又は電話による調査を行うことがあります。

様式第3号（第6条関係）

田原市介護人材確保就職奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申請のあった就職奨励金の交付については、下記のとおり決定したので田原市介護人材確保就職奨励金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

交 付 金 額	金 額 円
交 付 条 件	田原市介護人材確保就職奨励金交付要綱を遵守すること。

